

# 鉱山保安法関係法令の改正について

押印をもとめる手続きの見直しのための鉱山保安法施行規則等の  
一部を改正する省令について

令和 3 年 1 月

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付

## 1. 改正の趣旨

○令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続きだけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされております。

〔※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の作成・提出等をもとめているもの、押印を求めているもの、又は対面で手続を求めているもの。〕

○これを踏まえて、今般、鉱山保安法施行規則、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則において、国民・事業者等に対して、押印をもとめる申請・届出等の手続の見直しを行い、所要の規定等の整備を行いました。

## 2. 改正の概要

○以下に掲げる省令の条文・様式において、国民・事業者等に対して、押印をもとめる規定を削除するとともに、その他所要の規定等の整備を行いました。

- ・ 鉱山保安法施行規則（平成 1 6 年経済産業省令第 9 4 号）
- ・ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和 4 8 年通商産業省令第 6 0 号）

○なお、改正省令の施行後においても、一定期間、旧様式を引き続き使用できるように経過措置を設けております。

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省令関係の一部の改正する告示（経済産業省令第92号）

○経済産業省令第92号（抄）

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するために、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省令関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和2年12月28日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省令の一部を改正する省令

第1条 次に掲げる省令の様式中「㊟」を削る。

一 ～ 十一 （略）

十二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和48年通商産業省令第60号）様式第一から様式第十五まで

十三 ～ 二十三（略）

第2条 ～ 第75条 （略）

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第76条 鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考第(2)とし、様式第二及び様式第四中「㊟」及び「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「(1) 用紙」を「用紙」に改め、様式第三中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第五中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、同様式備考(4)を同様式備考(3)とし、様式第六中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式(2)とし、様式第七から様式第十まで及び様式第十二中「㊟」及び「(3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」

「(5) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「(7) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「(10) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一中「㊟」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 届出書」を「届出書」に改める。

以下略

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第92条による改正前の電気事業法等一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第92条による改正前の電気事業法令の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令等について (呼吸用保護具)

令和 3 年 4 月  
経済産業省  
鉱山・火薬類監理官付  
石炭保安室

### 1. 改正の背景

鉱山における粉じん等の処理については、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第5条において、「鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講ずること」とし、その内容は経済産業省令で定めることとしている。

今般、一般法である労働安全衛生法の「粉じん障害防止規則」が改正（令和2年6月15日厚生労働省令第128号）され、トンネル内での掘削作業における粉じん規制が強化されたことを踏まえ、経済産業省においても有識者からなる研究会を設置し、労働安全衛生法において適用除外とされる鉱山の粉じん規制のあり方について検討を行い「鉱山における粉じん対策研究会報告書」（令和2年12月4日公表）をとりまとめたところ。

同報告書では、鉱山においても労働安全衛生法令の粉じん規制強化の内容について、鉱山の実情等を踏まえて採り入れるべき等の提言がなされたことから、鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）及び鉱業権者が講ずべき措置事例（内規）（平成16・11・19原院第1号）について所要の改正を行うものである。

### 2. 改正の概要

#### (1) 鉱山保安法施行規則改正

鉱山労働者に着用させる呼吸用保護具（規則第10条第2号）について、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものとする改正を行う。

#### (2) 鉱業権者が講ずべき措置事例の改正

- 上記(1)で改正される規則第10条第2号の呼吸用保護具について、
- ① 「作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの」とは、常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場においては、粉じん濃度を粉じんの管理濃度で除した「要求防護係数」を上回る指定防

護係数を有する呼吸用保護具とすることを規定する。

なお、規則第10条第2号口の電動ファン付き呼吸用保護具と同等以上の機能を有する呼吸用保護具として鉱業権者が講ずべき措置事例に示されているエアラインマスクについても同様に規定する。

- ② 防じんマスクの顔面への密着性の確認の実施することおよび密着性の確認方法は厚生労働省労働基準局長通知を参照すべきことを規定する。

○経済産業省令第四十号

鉾山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条及び第八条の規定に基づき、鉾山保安法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年四月八日

経済産業大臣 梶山 弘志

鉾山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉾山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(粉じんの処理)
改正前	(粉じんの処理)

第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉍業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉍山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であつて、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものを着用させること。

イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）T八一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上

第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉍業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉍山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用させること。

イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）T八一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上

<p>の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>三〇十一 「略」</p>	<p>備考 表中の「」は注記である。</p>
<p>の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>三〇十一 「略」</p>	

附 則

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

# 経済産業省

20210330 保局第3号

令和3年4月8日

鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

## 鉱業権者が講ずべき措置事例の改正について

鉱業権者が講ずべき措置事例（平成16・11・19原院第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

### 附 則

この規程は、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第40号）の施行の日から施行する。

○鉱業権者が講ずべき措置事例（内規）（平成16・11・19原院第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p>鉱業権者が講ずべき措置事例 （平成16・11・19原院第1号）</p> <p>平成16年11月19日制定 平成19年 3月30日一部改正（平成19年4月1日施行） 平成20年 3月19日一部改正（平成20年3月21日施行） 平成24年 6月 1日一部改正（平成24年6月1日施行） <u>令和 3年 4月 8日一部改正（令和 3年5月1日施行）</u></p>	<p>鉱業権者が講ずべき措置事例 （平成16・11・19原院第1号）</p> <p>平成16年11月19日制定 平成19年 3月30日一部改正（平成19年4月1日施行） 平成20年 3月19日一部改正（平成20年3月21日施行） 平成24年 6月 1日一部改正（平成24年6月1日施行）</p>
<p>第8章 粉じんの処理</p> <p>鉱山保安法施行規則第10条（粉じんの処理）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>鉱山保安法施行規則第10条第2号にかかる取り扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）鉱山保安法施行規則第10条第4号に規定する常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場においては、同条第2号に規定する「作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの」とは、要求防護係数を上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具をいう。この場合において、要求防護係数は、次の式により計算するものとする。なお、鉱山保安法施行規則第10条第4号に規定する常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場以外の作業場においては、同条第2号のイ又はロに規定する呼吸用保護具であることをもって同号に規定する作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものとする。</u></p> $P Fr = \frac{C}{\frac{3.0}{1.19Q+1}}$ <p><u>ここに P Fr : 要求防護係数</u></p> <p><u>C : 鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等（平成17年経済産業省告示第61号）第14条の測定点における粉じん濃度の測定値の算術平均値（単位 ミリグラム毎立方メートル）</u></p> <p><u>Q : 同第16条の測定における遊離けい酸の含有率（単位 パーセント）</u></p> <p><u>また、この場合において、指定防護係数は、表-1の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とする。ただし、表-2の左欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果に</u></p>	<p>第8章 粉じんの処理</p> <p>鉱山保安法施行規則第10条（粉じんの処理）</p> <p>1 [略]</p> <p>[新設]</p>

より得られた当該呼吸用保護具の防護係数が同表の右欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とすることができることとする。

(表-1)

呼吸用保護具の種類			指定防護係数	
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
		半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式	DS3又はDL3	10	
		DS2又はDL2	10	
		DS1又はDL1	4	
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
		A級	PS2又はPL2	90
		A級又はB級	PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
		A級	PS2又はPL2	33
		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
		A級		20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級、A級又はB級	PS1又はPL1	11
備考 RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2及びDL3は、日本産業規格T8151（防じんマスク）による区分（表-2において同じ）であること。S級、A級及びB級は、日本産業規格T8157（電動ファン付き呼吸用保護具）による区分（同表において同じ）であること。				

(表-2)

呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
電動ファン付き呼吸用保護具	半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつPS3又はPL3	300
	フード形		1,000

(2) 鉱山保安法施行規則第10条第2号イに規定する日本産業規格T8151に適合する防じんマスクを着用させるときは、顔面への密着性の確認を行わせるものとする。

[新設]

\* 「日本産業規格T8151に適合する防じんマスクの顔面への密着性の確認」を行う方法については、厚生労働省労働基準局長通知「防じんマスクの選択、使用等について（平成17年2月7日付け基発第0207006号）第13 防じんマスクの使用に当たっての留意事項」を参照。

(3) 鉱山保安法施行規則第10条第2号口中、「同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具」の「呼吸用保護具」とは、エアラインマスクをいう。ただし、鉱山保安法施行規則第10条第4号の常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場においては、同条第2号に規定する「有効な防じん機能を有するもの」とは、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものとする。この場合において、要求防護係数は、(1)の式により計算するものとする。

また、この場合において、指定防護係数は、表-3の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とする。ただし、表-4の左欄に掲げるエアラインマスクを使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具の防護係数が同表の右欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の左欄に掲げる呼吸用保護具については、同表の右欄に掲げる値とすることができることとする。

(表-3)

呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
エアラインマスク	全面形面体	プレッシャデマンド形	1,000
		デマンド形	50
		一定流量形	1,000
	半面形面体	プレッシャデマンド形	50
		デマンド形	10
		一定流量形	50
フード形又はフェイスシールド形	一定流量形	25	

(表-4)

呼吸用保護具の種類		指定防護係数
エアラインマスク	フード形 一定流量形	1,000

\* 「保護具を着用させる場合」とは、車両系鉱山機械及びダンプトラック等のキャビン内での運転操作であり、外部の発じんの影響を受けず粉じんが流入しない場合であっても、粉じんが発生し、又は飛散する箇所において、キャビン内から外部へ出入りする場合は、キャビン内についても含む。

3～7 [略]

2 鉱山保安法施行規則第10条第2号口中、「同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具」の「呼吸用保護具」とは、次のとおり。

- ・エアラインマスク

\* 「保護具を着用させる場合」とは、車両系鉱山機械及びダンプトラック等のキャビン内での運転操作であり、外部の発じんの影響を受けず粉じんが流入しない場合であっても、粉じんが発生し、又は飛散する箇所において、キャビン内から外部へ出入りする場合は、キャビン内についても含む。

3～7 [略]